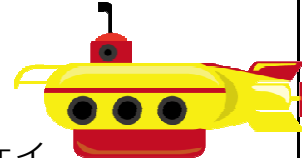
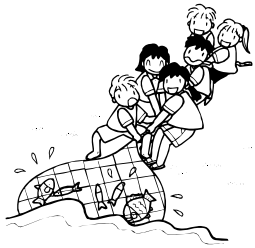


学校行事（校外活動等参加費・修学旅行費）にかかる対象経費一覧

※ 大阪府教育委員会より示されている、校外活動等参加費（宿泊学習含む）と修学旅行費の就学奨励費対象経費についての一覧です。

項 目		支給可否			可 否 の 条 件 ・ 理 由
		校 外	宿 泊	修 学	
交 通 費	交通費 	○	○	○	集合地点から解散地点までの団体行動区間が対象 （座席指定料金、高速道路料金、駐車料金、車いす運搬料を含む）
	自家用車 （児童生徒の障がいの状況を考慮して校長が適当であると認めた場合）	○	○	○	ガソリン代を支給。 走行距離の積算は、バスの総走行距離で計算。 駐車料金・高速道路使用に伴う料金は、学校へ領収書の提出をした場合に限り支給対象。
	タクシー代	△	△	△	訪問籍の児童生徒等で、代替交通手段もなく真にやむを得ない場合（事前に教育委員会と協議）。 ただし、付添人経費については付添人の参加により追加的に生じる経費はないため支給しない。
宿 泊 費	宿泊費 	-	○	○	宿泊に要する経費 （宿泊施設に支払う食事代及び定額の奉仕料を含む）
	マナー学習としてのレストランでの食事代	×	△	△	宿泊学習、修学旅行の宿泊料に含まれている場合は支給可。講師代は支給対象外（ただし、食事代と不可分の場合は除く）。
見 学 料	入場料・拝観料 	○	○	○	教員が随伴し、全員が均一に参加する学習活動のために要する経費。教育課程上の位置づけが明確で、合理的な説明が可能な場合。 【例示】美術館・博物館・遊園地・資料館・社寺・公園・植物園・スケート場入場料・体育館・研修所・キャンプファイヤー場等の利用料
	見学関連経費	×	×	×	【例示】 スキーリフト代（ゲレンデ入場料とリフトがセットになっている場合は支給可）・貸スキー代・スケート靴代・キャンプファイヤーのまき代・花火代・レクリエーションで使用する道具の運搬料
	遊覧バス 遊覧船 ゴンドラ ロープウェイ 	○	○	○	

項 目		支給可否			可 否 の 条 件 ・ 理 由
		校 外	宿 泊	修 学	
見 学 料	体験実習費 	△	△	△	教育課程上の目的・意図が明確であり、合理的な説明が可能な場合。 【例示】農園実習費（みかん狩り等）・工作実習（絵付け等）・地引網実習等・乗馬体験等・動物園えさ代・工作実習材料費・調理材料費
	ボーリング靴代 ゲーム代 カラオケ代 映画鑑賞代	×	×	×	校外での社会的マナーやルールを学習する目的であっても不可。
	銭湯の料金	○	○	○	教育指導上必要であれば、宿泊訓練施設の浴室の有無に関わりなく支給可能。
そ の 他	集合写真 	○	○	○	ただし、スナップ写真については対象外。
	絵はがき・切手代 	○	○	○	教育活動の一環として学校や家庭に送付する場合。1人1枚に限る。
	旅行業務取扱料金	○	○	○	旅行業者の斡旋で旅行を実施した場合。（企画料含む）
	添乗員経費・運転手経費	○	○	○	添乗員等の交通費、宿泊費を保護者が均一に負担することとなる場合。
	旅行損害保険料 	○	○	○	参加者全員が均一に負担するもの
	キャンセル料	○	○	○	医師又は学校長が、取り止めることが適当と判断した場合。
	宅急便等送料	△	△	△	学校が一括して契約をする場合（送付先が生徒宅でも可）。生徒が個々に送る場合は不可。
	買物体験学習代	×	×	×	
	おやつ代	×	×	×	
	医療代	×	×	×	就学奨励費の対象外